

病児保育事業

仕事と育児の両立を支援します！

子どもが病気や病気の回復期にあり、保育園や学校などに通えず、
家庭でも保育できない期間等に子どもを預けることができます。

利用できる児童

- ・市内に住所を有し、小学生以下であること。
 - ・病気またはその回復期にあり、入院の必要がないこと。
 - ・保護者が家庭で保育することができないこと。
- ※保育園等に入所していなくても、利用することができます。

利用料

1,000円（1人/1日）
ただし、生活保護または住民税非課税世帯の人は無料。
※直接事業実施者にお支払いください。

病児保育実施事業所

【施設型】病後児保育（回復期）

くにみ子ども園 病後児保育センター

雲仙市国見町多比良甲1149-3

☎ 0957-78-2286

えとう病後児 サポートルーム

雲仙市小浜町北本町21
（恵燈保育園内）

☎ 0957-61-1020

【訪問型】病児・病後児保育 （病気及び回復期）

長崎県看護協会 病児・病後児保育 サポートセンター

諫早市永昌町23-6

☎ 0957-25-0807

- 施設型とは... 専用の保育スペースで、子どもを保育します。
訪問型とは... 保育者が家庭を訪問して子どもを保育します。保育者は、看護師などの資格を持ち、病児保育に関して一定の研修を受けています。

利用手順について

- ※ 保育時間は午前8時から午後6時までです。
※ 登録申請書などの様式は、市役所（各総合支所）窓口へ備え付けてあるほか、ホームページからダウンロードできます。

事業利用登録

事業利用するためには、事前に利用登録が必要です。
『登録申請書』に必要事項を記入して市役所（各総合支所）窓口へ提出してください。

医療機関の受診 （連絡票）

事業を利用しようとするときは、医療機関が記入した『連絡票』が必要です。必ず受診して、入院の必要がないことの医師の診断を受けてください。

電話（保育の確認）

利用する前日までに、利用を希望する事業者（上記）に電話などで連絡し、保育が可能かどうか確認してください。

保育

利用当日に、保護者が記入した『利用申込書』に医療機関が記入した『連絡票』を添付し、事業者へ提出してください。
利用料金をお支払いください。



《事業所の位置のご案内》

【くにみ子ども園 病後児保育センター】 雲仙市国見町多比良甲1149-3 ☎ 0957-78-2286



【えとう病後児サポートルーム】 雲仙市小浜町北本町21（恵燈保育園内） ☎ 0957-61-1020

